

令和4年度  
東串良町災害対策総合システム設置業務委託  
要求水準書

令和4年7月  
鹿児島県 東串良町

# 目次

第1章	総則.....	- 2 -
第1	基本事項.....	- 2 -
第2	業務範囲.....	- 3 -
第3	契約工期.....	- 3 -
第2章	共通指定事項.....	- 4 -
第1	共通指定事項.....	- 4 -
第3章	各種要求水準.....	- 6 -
第1	映像制御システム.....	- 6 -
第2	避難情報等発信システム.....	- 7 -
第3	避難情報発令支援システム.....	- 7 -
第4	保守業務.....	- 9 -
第4章	工事仕様.....	- 10 -
第1	適用範囲.....	- 10 -
第2	一般事項.....	- 10 -
第3	安全.....	- 11 -
第4	機器の設置工事.....	- 12 -
第5	工事材料.....	- 12 -
第6	工事写真.....	- 13 -
第7	提出書類.....	- 13 -
第8	調査、調整、試験.....	- 13 -
第9	その他.....	- 13 -
第5章	留意事項.....	- 14 -
第1	契約の変更.....	- 14 -
第2	所有権.....	- 14 -
第3	検査及び引渡し.....	- 14 -
第4	保証.....	- 14 -
第5	要求水準書の疑義.....	- 14 -
第6	導入支援・運用支援・保守等.....	- 14 -
第7	その他.....	- 15 -
別紙1	.....	- 16 -

# 第1章 総則

## 第1 基本事項

### (1) 要求水準書の目的

本要求水準書（以下「本書」という。）は、東串良町（以下「本町」という。）が行う災害対策総合システム設置業務（以下「本業務」という。）をプロポーザル方式で事業者から提案を求めるに当たり、本町が要求する水準を示し、技術提案における具体的な指針を与えるものである。

本書は、本町が要求する機能及び性能を原則として規定するものであり、具体的仕様及び機器の性能等については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。

なお、提案された内容及び性能が要求水準を上回り、本町にとって有益と判断される内容については、その技術提案を高く評価することとする。

### (2) システム提案

本業務の構成は、映像制御システム、避難情報等発信システム、避難情報発令支援システムの整備を基本とする。

本町にとって有益と判断される内容については、追加提案を行うものとする。最終的な構成については、事業者決定後に発注者と別途協議し決定する。

なお、本業務に係るシステム機器の設置予定位置や関連する既存機器等の配置については、別紙1のとおりである。

項目	数量	備考
映像制御システム	1式	現在、建設中の防災施設の災害対策本部室に映像モニターを設置し、気象情報や地上波テレビ局等の情報を表示すること。 また、被災現場等の映像情報も表示できるものとする。
避難情報等発信システム	1式	本町が整備している防災行政無線については、既設庁舎内にある操作盤からではなく、本業務によるシステムからの操作も可能とし、災害対策本部から避難情報等を発信できるものとする。 併せて、防災行政無線と同様に、4キャリア（NTTドコモ、KDDI、SoftBank、楽天モバイル）の緊急速報メール（以下「エリアメール」という。）による避難情報等の発信を可能とすること。 また、防災行政無線等の他に、登録制メールなど多角的な情報発信が可能であること。
避難情報発令支援システム	1式	キキクルなどの気象情報などから、自動的に情報を取得し、本町の避難情報発令基準に達した場合、発令を促すような支援機能を整備すること。

### (3) 創意工夫

技術提案においては、本書を効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に先進的な技術を用いた提案や長期安定稼動に寄与する提案を期待する。

また、将来的な増設や改造等が平易に行える構造とすること。

なお、本書において、本町が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等あるいは、それ以上の性能を満たすこと。

本書に示されていない部分についても、住民サービスの向上やコストメリットが期待できる内容などの提案があれば、その効果の妥当性について適切に評価する。

### (4) 地域貢献

工事の施工にあたっては、東串良町内業者の活用について考慮すること。

### (5) 本事業における規格及び法令

- ① 電波法及び関係施行令・規則、告示
- ② 有線電気通信法及び関係施行令・規則、告示
- ③ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ④ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ⑤ 電気通信設備工事共通仕様書
- ⑥ 建築基準法
- ⑦ 道路法、道路交通法
- ⑧ 日本工業規格(J I S)、日本電機工業会規格(J E M)、電気学会電気規格調査会標準規格(J E C)、電子情報技術産業協会規格(J E I T A)
- ⑨ 河川法
- ⑩ 電気通信施設設計要領(情報通信システム編)
- ⑪ 本町諸規則
- ⑫ その他関係法令、条例、規則等

## 第2 業務範囲

業務範囲は、「東串良町災害対策総合システム設置業務委託」に関する一切とする。

契約後は、受注者の責任をもって迅速かつ確実に業務を実施し、発注者に引き渡すものとする。

## 第3 契約工期

令和4年9月1日(木)から令和5年3月24日(金)までとする。

ただし、本業務の設置場所は、令和4年6月6日から令和5年2月28日までの期間、防災施設新築工事が行われているため、機器等の配線工事及び搬入については、令和5年3月から可能となる見込みである。

## 第2章 共通指定事項

### 第1 共通指定事項

設計の実施に当たっては、機器等が最適な構造及び性能を有しているとともに、次に掲げる事項を十分に満たすものとなるよう配慮して行うこと。

#### (1) 設計の原則

- ① 運用に際して本町において、最適な機能を有するものであること。
- ② 操作性・視認性が良いこと。
- ③ 堅牢にして長期間の使用に十分耐え得るもの。
- ④ 維持管理が経済的に行えるもの。
- ⑤ 保守及び点検が容易に行える構造であり、これらに際して、危険のない構造であること。
- ⑥ 外部システムとの連携や接続においては、セキュリティを考慮したネットワーク設計を行うこと。

#### (2) 構造的原則

- ① 設置及び運用に際して、本町において最適な機能を有するものであること。
- ② 堅牢で長期間の使用に十分耐え得るものであり、また、経済的な維持管理が行えるものであること。
- ③ 日常の清掃、点検、調整、保守及び修理が容易に行えるものであり、かつ、これらに際し危険のない構造とすること。
- ④ 風雨雪害及び直射日光に対し、支障がないこと。
- ⑤ 最大瞬間風速60m/sec以上に耐えること。

#### (3) 本業務に使用する部品、材料は、全て新品、良品を使用すること。

#### (4) 銘板表示

- ① 各機器には品名、形式、製造番号、製造年月、製造会社名を銘板として表示すること。
- ② 各機器の入出力端子、調整箇所及び部品等には、書類又は図面と対照して容易に判別できるよう、標識を付加すること。
- ③ 取扱上、特に注意を要する箇所には、容易に識別可能な色により、その旨を表示すること。

#### (5) 電波伝搬の確認

本業務における電波伝搬の確認が必要な場合においては、十分に現地調査等を行うとともに、必要に応じた電波伝搬の調査を行い、基準を満たすことを確認した上で、関係機関と協議を行い、システム運用に支障がないようにすること。

#### (6) 全体システムの機器調整及び動作確認

本業務に伴い、既設システム切替時及び機器調整時には、作業開始の2週間前までに作業手順書及び試験の説明書を発注者に提出し、承認を得なければならない。

また、本業務は、非常災害時における住民の安全を確保するための重要な社会イン

フラである点から、システム切替に際しては、極力短期間での実施を前提とする。

(7) セキュリティ関係

- ① 外部システムとの接続に伴うセキュリティ対策及び庁舎内LAN等を使用する場合のセキュリティ対策は、本町総務課電算係と協議を行なったうえで、対策を施すこと。
- ② 個人情報の取扱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本町の関係条例等を遵守すること。

(8) 防災施設新築工事担当者等との協議

- ① 本業務は、新築庁舎建設に併せて整備することから、防災施設新築工事関係者と以下の内容を協議すること。
  - ア. 本業務に係る設置工事可能な工期及び供用開始日。
  - イ. 本業務による設置予定箇所の位置、広さ。
  - ウ. 本業務に必要な電源容量及び非常用電源容量。
  - エ. 本業務に必要な配管・配線。
  - オ. 本業務で設置する設備等の責任分界点。
  - カ. その他、本業務に必要なとする内容。

(9) その他

- ① 建設中の防災施設については、OAフロアではないため、配線については、移動の妨げとならないよう配慮すること。
- ② 発注者が、最低限必要とする装置及び仕様について要求しているが、仕様を満足するための装置構成については、追加提案すること。
- ③ システム運用に必要とされる電源装置、空中線系装置、ネットワーク機器等やセキュリティ対策に必要な装置などを含め整備を行い、提案システムが最大限の性能を発揮ができるシステム整備を行うこと。
- ④ 発注者の現状を踏まえて、必要な機能について提案すること。その際、将来的な拡張性についても検討すること。

## 第3章 各種要求水準

### 第1 映像制御システム

本町災害対策本部等において、気象情報及びその他の情報を動画、あるいは静止画にて、映像表示ディスプレイ等に表示することにより、災害対策本部等における迅速かつ正確な情報共有が可能であること。

映像制御システムは、災害対応に伴う会議等の形態に合わせて、必要な情報（映像情報等）を提供でき、会議等の効率化、迅速化を図れるものとする。

また、映像の切替操作は、タッチパネル式の操作タブレット等により、操作できるものとし、一括制御が可能であること。

#### (1) 整備内容

① 映像表示ディスプレイ等は、以下の数量を目安とする。

- ア. 災害対策本部室：55インチモニター×4台
- イ. 移動式モニター：55インチ以上モニター×2台
- ウ. 吊り下げモニター：37インチ以上モニター×4台

② 災害現場の映像やWeb会議用のカメラは、以下の数量を目安とする。

- ア. ウェアラブルカメラ（被災現場情報）×2台
- イ. WEB会議用カメラ×1式

③ 整備条件については、以下のとおりとする。

- ア. 配線、設置費などを含み整備すること。（既設庁舎から新築庁舎までのLAN配線含む）
- イ. モニターの音声については、切替機能を設け、音響設備のスピーカーなどから音声を確認できること。
- ウ. 映像表示ディスプレイは、液晶フルHD以上のものとする。
- エ. モニターの保守期間を5年以上設けること。
- オ. カメラは、フルHD対応以上の機種とする。
- カ. ウェアラブルカメラは、耐久性のある小型軽量のハード設計で、防塵防水IP65以上とし、マイナス5℃から50℃の環境下での使用が可能であること。
- キ. Web会議用カメラは、広角カメラで、少人数から多人数対応のものとする。

#### (2) 表示内容等

① モニターへの表示は、関連するシステムと連携すること。

- ア. 気象庁や鹿児島県防災システム等の情報を表示できるとともに、タブレット等で簡単に画面の切替などの操作ができること。
- イ. 移動式モニターは、新築庁舎2階内の災害対策本部室（55インチモニター×6台）から離れた場所で使用することから、連携するシステムの画面が表示できるようにすること。
- ウ. 吊り下げモニターは、基本的に地上波テレビ局の映像を表示できるものとし、必要に応じて、他の映像も視聴できるようにすること。
- エ. 整備するモニターは、TVの視聴が可能であること。
- オ. 個人番号（マイナンバー）利用事務系情報のモニター表示を可能とし、運用上、必要なPCを配備すること。
- カ. LGWAN（総合行政ネットワーク）接続系情報のモニター表示を可能とし、運

- 用上、必要なPCを配備すること。
- キ. その他、本町が必要とする情報のモニター表示を可能とし、運用上、必要なPCを配備すること。

## 第2 避難情報等発信システム

### (1) 防災行政無線

- ① 本町が整備している防災行政無線については、既設庁舎内に操作盤があるが、本業務によるシステムからの操作も可能とし、災害対策本部から避難情報等を発信できるものとする。
- ② 防災行政無線の内容については、次のとおりである。
- ア. 事業名：東串良町同報系防災行政無線設備工事
- イ. 整備年度：平成26年度
- ウ. 整備業者：株式会社日立国際電気

### (2) エリアメール

エリアメールについては、防災行政無線と同様に、本業務によるシステムから、4キャリア（NTTドコモ、KDDI、SoftBank、楽天モバイル）のエリアメールによる避難情報等の発信を可能とすること。

### (3) 多角的な情報発信

防災行政無線等の他に、登録制メールなど多角的な情報発信（登録制メールや電話&FAX発信機能など）が可能であること。

また、安定運用の観点より、運用するデータセンターは、少なくとも国内3拠点以上に分散され、大規模被災リスクを軽減する体制がとられていること。

さらに、セキュリティの観点より、システム提供者は、プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、ASP・SaaS等の認定を受けていること。

### (4) その他

前述の機能については、容易に操作できるものとし、全ての情報発信手段の一括配信が可能であること。

## 第3 避難情報発令支援システム

キキクルなどの気象情報や小型気象計などから、自動的に情報を取得し、東串良町地域防災計画に基づく避難情報発令基準に達した場合、避難情報等の発令を促すような機能を整備すること。

### (1) 取得する情報

- ① 本業務の目的を満たすため、下記の気象情報等の取得が可能で、システム運用上、必要なPCを配備すること。
- ア. 気象庁が発表する防災気象情報等（キキクルや線状降水帯予測など）
- イ. 国土交通省が管理する河川水位情報等（川の防災情報など）
- ウ. 鹿児島県が管理する河川水情報等（鹿児島県河川砂防情報システムなど）
- エ. その他、本業務に必要な気象情報等



## (2) 小型気象計

① 小型気象計は、以下の数量を目安とし、下記の事項を満たすものとする。

小型気象計×3台

- ア. 気温、気圧、相対湿度、風向、風速、日射、感雨、雨量の8要素の気象データについて実測可能であること。
- イ. 観測した気象データについては、リアルタイムで災害対策本部での閲覧が可能とし、電子データにより過去の観測データも確認することが可能であること。
- ウ. 気温、気圧、風速、雨量については、気象庁測器検定を取得したものであること。
- エ. 気象計又はその周辺に、カメラを設置し、周辺状況の確認が可能であること。
- オ. カメラは、フルHD対応以上の機種とする。
- カ. カメラは、遠隔操作により撮影範囲を可動できるものとする。
- キ. 適正な気象情報を取得するため、必要に応じて、電柱等の設置についても考慮するものとし、電柱設置や配線に際して、占有等がある場合、関係機関へ申請・届出をすること。

② 設置場所の目安は、次のとおりとする。

項目	数量	所在地
東串良町役場敷地内	1式	鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地
防災行政無線パンダマスト	1式	鹿児島県肝属郡東串良町岩弘 2012 番地 3
防災行政無線パンダマスト	1式	鹿児島県肝属郡東串良町川東 5023 番地 10

## 第4 その他の機能など

### (1) 音響設備

① 映像制御システム等に必要な音響設備を設けること。

② マイク等については、以下の数量を目安とする。

ア. 会議ユニット×20台

イ. デジタルワイヤレスマイク×3本（マイクスタンド等含む）

### (2) 映像制御システム等の操作デスク

映像制御システム等を操作するためのデスクを設けること。

### (3) 映像制御システム等の格納ラック

映像制御システム等を格納するための堅牢なラックを操作デスク付近に設けること。

### (4) 災害対策本部用の机

① 下記の事項を満たす、災害対策本部に参集した職員用（20名程度）の机を設け、必要に応じて、Web会議用カメラなどのサービスワゴンも設けること。

ア. 天板には、配線取出口やコンセントを設けること。

イ. 映像表示ディスプレイの視聴が容易にできるようレイアウトには配慮すること。

### (5) 災害対策本部用の椅子

- ① 下記の事項を満たす、災害対策本部に参集した職員用（20名程度）の椅子を設けること。
  - ア. 背もたれは、ハイバック仕様とし、肘掛け付きとする。なお、うち1脚は、ヘッドレス付きタイプとすること。
- (6) 情報通信技術（ICT）を利用した新たな情報配信機能  
本書に記載する機能以外に、情報通信技術（ICT）を利用した新たな機能として追加提案された内容が、本町にとって有益と判断される内容については、その技術提案を高く評価することとする。
- (7) 外部サービス及びシステムとの連携機能  
災害対策本部体制、被害情報、避難指示等発令状況、避難所、避難者などの情報について、県や他市町村の防災システムとの将来的な連携の可能性を考慮し、連携を容易にするためのインターフェイスを具備すること。
- (8) 災害対応業務以外における活用機能  
災害対応業務以外での活用機能について提案された内容が、本町にとって有益と判断される内容については、その提案を高く評価することとする。

#### 第4 保守業務

基本的な保守業務については、以下の項目を満たすこと。

また、円滑な運用を実現するため、システム・機器等の更新を適宜行うとともに、障害発生など処置が必要な場合は、迅速に対応することができる保守業務及び保守体制とすること。

- (1) 定期点検
  - ① 年1回実施し、報告書を提出すること。
  - ② 対象装置は、本業務に係る全ての設備を対象とする。
- (2) 障害発生時の対応
  - ① 受付：365日24時間対応。
  - ② 駆けつけ対応：2時間程度。
  - ③ 製造終了後、5年間は安定して部品の供給が可能であること。
- (3) その他
  - ① システム引渡し後、1年間は瑕疵期間とし、原則無償の保守対応とする。
  - ② 提案者の具体的な保守内容（保守体制含む）を提示すること。
  - ③ 保守見積書の提出
    - ア. ②項で示した内容をシステムごとに算出し提示すること。
    - イ. 毎年の保守点検費や通信費など、わかりやすく提示すること。

## 第4章 工事仕様

### 第1 適用範囲

本業務における工事（以下「本工事」という。）に関する事項について適用する。

### 第2 一般事項

#### 1. 工事施工の原則

本工事は、単体各機器を本書及び関連の諸規定並びに基準の定めるところに基づき、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮できるよう、十分な経験を有する専門技術者により施工するものとする。

#### 2. 一般規定

- (1) 本工事の施工に当たり、受注者は、事前に発注者と綿密な連絡をとり、発注者の指示に従うものとする。
- (2) 本工事の施工に当たり、受注者は、現場代理人及び主任技術者を定め、発注者の承諾を得るものとする。現場代理人は危険防止、火災防止、盗難防止等に留意するとともに、本工事の進捗状況及び予定について逐次、発注者へ報告するものとする。
- (3) 本工事に係る材料の梱包、輸送は受注者が行い、これに伴う事故は全て受注者が責任を負うものとする。
- (4) 本工事の施工に当たっては、建造物に損傷を与えないよう留意すること。もし損傷を与えた場合は、受注者は速やかに発注者へ報告すると同時に速やかに復旧すること。
- (5) 本工事の完了後は、一切の仮設物及び機材を撤去し、清掃を行うこと。

#### 3. 施工計画

受注者は、あらかじめ機器配置図、施工図及び監督職員から、特に指示された資料を提出し、承諾を得なければならない。

#### 4. 施工管理

- (1) 工事施工に必要な関係官庁等に対する諸手続きは、速やかに行うものとする。また、関係官庁等と交渉を要する場合又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出なければならない。
- (2) 休日、夜間等の勤務時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督職員に承諾を得て行うものとする。
- (3) 工事施工中に監督職員と行った主要な協議事項等は、議事録に押印又は署名し、相互に確認するとともに保存しておくものとする。

#### 5. 工事の現場管理

- (1) 工事施工に当たっては、確実な工法、安全、工期内完成等を考慮して、常に現場管理を行うものとする。
- (2) 指定又は指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。施工上、必要ある場合は、あらかじめ発注者の承諾を求めるものとする。
- (3) 改修、増設など、既に運用中の設備に関する工事の場合、監督職員と十分打ち合わせ協議を行い、その影響を極力少なくなるものとする。

(4) 施工が完了したときは、後片付け、清掃等を完全に実施しなければならない。特に工事のために借用した土地等は、契約に基づき整備し返還するものとする。

## 6. 工事内容の変更

- (1) 発注者による変更は、変更部分の金額について双方協議により定めるものとする。
- (2) 受注者の都合による変更は、あらかじめその内容及び理由を明らかにし、監督職員に申し出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつ、その内容が同等以上の仕様と認めたときに限り承諾するものとし、原則として、請負金額は増額しないものとする。
- (3) 本書に指定され、又は指示された内容が施工困難な場合は、その理由、変更内容を申し出て、協議するものとする。変更部分の金額については(1)に準ずる。

## 7. 既存設備撤去

本工事において、不要となる既存設備の撤去及び廃棄処分は、法令に基づき、受注者の責任において適切に行うものとする。なお、撤去対象となる既存設備については、発注者と協議して決定することとする。

## 8. 地域貢献

本工事の施工に当たっては、東串良町内業者の活用について考慮すること。

## 9. その他の事項

本書の他、指示された事項等に疑義が生じた場合は、6の(3)に準ずる。

## 第3 安全

1. 基本事項工事施工に当たっては、労働安全衛生法等の関係法令等を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じなければならない。

### 2. 安全体制

- (1) 安全確保のため、総括安全責任者及び作業現場ごとの安全責任者を設け、連絡会議などを行い、緊急時の措置等安全体制を確立しなければならない。
- (2) 総括安全責任者は、安全のための守則、方法等具体的な対策を定め、これを推進するものとする。
- (3) 総括安全責任者は、安全責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

### 3. 安全教育

安全責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

### 4. 安全施設

受注者は、作業の種類、現状の状況に適合した安全施設を設けるとともに、常に点検し、必要に応じ補修を行わなければならない。

### 5. 安全管理

- (1) 工事用機械は、日常点検、定期点検等を着実にやり、仮設設備は材料、構造等を十

分に点検し、事故防止に努めること。

- (2) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずること。
- (3) 火気の取扱い、使用場所等に注意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
- (4) 工事場所の状況に応じ交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛込み防止に努めること。また、掘削作業から埋め戻しまでの間、安全柵、パイロン等で廻りを囲み、転落防止に努めること。
- (5) 電気・ガス・水道等の施設に近接し工事を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打ち合わせを行い、必要によりその立ち会いを求め、その指導を得て行うこと。
- (6) 作業員の保健・衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓を図るなど作業環境の整備に努めること。

#### 6. 緊急時の措置

- (1) 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに、速やかに監督職員に報告すること。
- (2) 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

### 第4 機器の設置工事

#### 1. 機器の事前点検

設置する機器は、輸送中の損傷のないことを確認しなければならない。

#### 2. 施工技術者

設置工事の施工は、専門技術者により確実にを行うものとする。

#### 3. 設備の据付け

各機器は承諾を得た配置図に基づき、操作・点検・保守等を考慮し、強固に、かつ体裁よく据付けるものとする。

### 第5 工事材料

#### 1. 機器取付金具

- (1) 取付金具は防食・強度を考慮した堅牢なものとする。
- (2) 取付金具を構成する材料は、J I S規格品又はこれに準ずるものとする。
- (3) ケーブル及びケーブル保護パイプ取付用のステンレスバンドは、S U S 304以上の防錆効果があるものとする。

#### 2. 電力線配線

電力線の引き込み、配線等は、各法令・基準等により確実にを行うこと。

#### 3. 屋内配線

電線・ケーブル等の屋内配線は、ダクト・電線管・その他の器具で保護するものとする。

#### 4. 端末処理

電線・ケーブルの端末処理は、適切な端末処理材を用い、防水・絶縁抵抗の低下などに注意し、確実に行うものとする。

## 第6 工事写真

### 1. 完成写真

本工事完成后、本書に定めた各設備の竣工写真を撮影すること。

### 2. その他

その他に撮影する写真については、発注者の指示に従い実施すること。

## 第7 提出書類

### 1. 図書

(1) 受注者は、契約後速やかに次の図書を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

ア. 業務計画書

イ. 工程表

ウ. 承諾図

エ. その他必要書類

(2) 受注者は、工事の施工に必要な関係官庁への申請書又は届け出図書を速やかに作成するものとする。

(3) その他発注者が必要と認める書類。

(4) 完成図書

ア. 承諾を求めた全ての図書

イ. 検査成績書

ウ. 取扱説明書等

エ. 写真（別ファイルとする。）

オ. その他必要書類

## 第8 調査、調整、試験

### 1. 総合調整

(1) 本工事完成后、総合的な調整及び試験を行い、設備の機能を確認しなければならない。

(2) 各装置は設置完了後、十分な試験を行い、調整結果に基づき、現地データを作成の上、提出すること。

## 第9 その他

1. 工事作業においては、監督職員と協議を行い施工すること。

2. 受注者は、工事の一部を下請け会社に代行させる場合は、東串良町内に事務所を置く事業者を利用することが望ましい。

## 第5章 留意事項

### 第1 契約の変更

本業務の工事実施に当たっては、受注者の一方的な解釈による仕様変更についての契約変更は一切認めない。

ただし、発注者の都合等により変更する場合は、その時点で受注者と協議の上、書面で定める。

### 第2 所有権

本業務の所有権は、検査引き渡し日（手直し指示後の是正報告を含む。）をもって発注者に帰属するものとする。

### 第3 検査及び引渡し

本業務に係る検査は、必要に応じて行うものとする。

なお、引渡しまでに係る試験及び調整などの費用については、全て受注者が負担することとし、完成検査等に使用する計器、測定機類は受注者において準備すること。

また、発注者は必要と認めた場合、工場検査等を行う場合がある。

### 第4 保証

契約期間満了日から起算して瑕疵期間である1年以内に生じた調整不良及び故障で、受注者の責任とみなされるものについては、受注者は直ちに無償修理又は代替品を納入するものとする。

また、瑕疵期間が過ぎたものであっても、受注者の責任に帰する場合は、無償修理を行うものとする。

ただし、受注者の責任以外とみなされる場合には、受注者と発注者が協議の上、発注者の指示によるものとする。

### 第5 要求水準書の疑義

本書は、本業務に関する大要を示したものであり、疑義が生じた場合は、直ちに本町へ連絡の上、指示を受けるものとする。

なお、本書に示されていない事項であっても、当然と認められる事項については、受注者の責任において施工すること。

### 第6 導入支援・運用支援・保守等

1. システム運用前に、操作マニュアルを作成し、担当職員に対して、説明及び技術指導を行うこと。

また、必要があれば、担当職員以外の職員に対して、操作説明会を開催すること。

2. 操作マニュアルは3部作成するとともに、電子マニュアルによるデータ版を合わせて納入すること。

3. 障害時における対応マニュアルを作成すること。

4. システム障害が発生した場合に迅速な復旧が可能となるよう、適切なバックアップ体制を有すること。

5. 他市町村からの視察・研修があった場合、積極的に説明等サポートをすること。

6. システムの拡張性や今後の活用性を高めるため、あらゆるデータを提供し、よりよい

システムにするため、積極的に提案すること。

## 第7 その他

1. 本業務で生じた全ての廃棄物については、受注者の責任において関連法規を遵守し、規定の手続にて適切に処理すること。
2. 本業務に関わる法令、法規等を遵守して、施工の円滑な進展を図ること。
3. 本書等で指定した水準等について、これらを遵守すること。
4. 契約後、受注者からの設計変更は原則認めない。発注者からの設計変更又は追加の発注に際しては、別途協議する。
5. 本業務に必要な関係官公庁、電力会社等への諸手続きは、受注者が遅滞なく行うこと。また、手続に要する費用は受注者の負担とする。
6. 国等関係機関との協議、調査内容の説明等の必要が生じたときは、必要に応じて資料作成及び立会いを行うこと。
7. 本業務に係る住民等への説明会を実施する場合、詳細な機能等については、受注者も同席し説明を行い、説明に必要な資料についても受注者が準備すること。



別紙 1

(1) 全体図



